

平成19年2月1日

条例第4号

熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数を定めることを目的とする。

(定例会の回数)

第2条 熊本県後期高齢者医療広域連合議会の定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。